

さくらカード・おでかけICカードについてのお知らせ

1 カードが1枚になります。

4月から、おでかけICカードのみで、バス・電車(JR除く。)・市電に割引運賃で乗れるようになりました。

これまで

さくらカード



と

おでかけICカード



令和4年(2022年)4月1日から

おでかけICカード



だけでOK!



©2010熊本県くまモン#K20348 ※デザインは2種類あります。

2 カードの更新はありません。

- さくらカードの更新はありません。
- 市の窓口や施設の割引きで、本人確認書類としてさくらカードを利用されていた方は、令和5年(2023年)3月31日まで、そのまま本人確認書類としてご利用できます。
※さくらカードに代わる本人確認書類としては、マイナンバーカードや運転免許証、運転経歴証明書などがお使いいただけます。
- ICカードに有効期限の記載はありますが、今後もそのままお使いください。更新手続きはありません。

裏面に続く

- おでかけICカードはご本人のみ利用できます。
- 通勤、通学、営業活動には利用できません。
- 熊本市外への転出や、おでかけICカード①(障がい者用)については障がい者手帳の有効期限が過ぎるなど、制度の対象外となった場合は、おでかけICカードは利用できなくなりますので、カードの解約をしてください。解約の手続きをするとチャージ残高やデポジット相当額(500円)を返金いたします。⇒ 詳しくは下記 **4** をご覧ください。

※ おでかけICカードの不正利用行為があった場合、そのおでかけICカードの利用を停止する措置を行います。

※ バスや電車の乗務員が、制度の対象者の確認のため、本人確認書類の提示を求めることがあります。

制度の対象外になったり、おでかけICカードが不要となった場合は、交通事業者の窓口(熊本市交通局を除く。)にお持ちください。窓口で所定の審査を行った上でカードを回収し、チャージ残高を返還いたします。この際、解約手数料220円が必要ですが、ICカードのデポジット相当額500円は返金いたします。

※ 市の窓口ではおでかけICカードの解約手続きは行えません。

解約の手続きに必要なもの

- ① ご本人が手続きを行う場合：本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- ② ご本人の代理人(ご家族など)が手続きを行う場合：
代理人(窓口に来る方)の本人確認書類及び、委任状またはご本人と代理人の続柄が記載された公的証明書(住民票など)

お尋ねは、お住まいの区役所福祉課・総合出張所にお電話ください。

熊本市役所高齢福祉課(096-328-2963) 障がい保健福祉課(096-328-2519)

中央区役所福祉課(096-328-2312)	ひがしくやくしよふくし か 東区役所福祉課(096-367-9127)	にしくやくしよふくし か 西区役所福祉課(096-329-5403)
みなみくやくしよふくし か 南区役所福祉課(096-357-4129)	きたくやくしよふくし か 北区役所福祉課(096-272-1118)	たくまそうごうしゅつちやうじよ 託麻総合出張所(096-380-3111)
かわちそうごうしゅつちやうじよ 河内総合出張所(096-276-1111)	てんめいそうごうしゅつちやうじよ 天明総合出張所(096-223-1111)	こうだそうごうしゅつちやうじよ 幸田総合出張所(096-378-0172)
じやうなんそうごうしゅつちやうじよ 城南総合出張所(0964-28-3114)	しみずそうごうしゅつちやうじよ 清水総合出張所(096-343-9161)	たつだそうごうしゅつちやうじよ 龍田総合出張所(096-338-2231)